

# 茨城県文化振興計画の概要（案）

## 計画策定の趣旨・背景

### <策定趣旨>

平成27年12月に茨城県文化振興条例が施行され、条例では、文化振興の基本理念を定めるとともに、県の責務を明らかにしている。条例第8条に基づき、文化振興施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、29年度からの茨城県文化振興計画を策定する。

### <背景>

#### <社会情勢の変化>

- ・人口減少、少子高齢化
- ・グローバル化の進展
- ・情報通信技術の進展
- ・東日本大震災の発生
- ・地方創生
- ・第74回茨城国体の開催(H31)
- ・東京五輪大会の開催(H32)

#### <国の状況>

- ・文化芸術振興基本法(H13)
- ・劇場、音楽堂の活性化に関する法律(H24)
- ・国の文化芸術の振興に関する基本的な方針(第4次基本方針)(H27)
- ・文化のプログラムの実施に向けた文化庁の基本構想(H27)

#### <県の状況>

- ・いばらき文化振興ビジョン(H16)
- ・国民文化祭(H20)
- ・常陸国風土記1300年記念事業(H25)
- ・いばらき総文2014(H26)
- ・茨城県文化振興条例(H27)
- ・県芸術祭開催50周年(H27)
- ・県民文化センター開館50周年(H28)

#### 茨城県総合計画『いばらき未来共創プラン』

##### 基本構想(2050年頃を展望)

基本理念: みんなで創る 人が輝く 元気で住みよい いばらき

##### 基本計画(5年間/H28~32年度)

「人が輝く いばらき」づくり

(4)生涯にわたって学び合う環境づくりと文化・スポーツの振興

※条例の基本理念を具現化

## 計画の内容等

◎基本目標 県民一人ひとりが主役 文化がつくる・つなぐ「人(・地域)が輝く いばらき」(仮)

[計画期間] 平成29年度から概ね5年間

### 基本的施策

#### 1 人材の育成

文化に関する創造的活動を行う者や伝統文化の担い手・指導者等の人材を育成する。

#### 2 文化の振興

茨城の文化を高め、その魅力を国内外に発信し、本県文化のブランド力を確立する。また、文化を活用し地域の活性化を図る。

#### 3 文化的資産の活用

文化的資産を地域振興に積極的に活用する。また、文化財の保護・継承に努める。

#### 4 文化活動の充実

多くの人々が様々な文化に身近にふれ親しみ、鑑賞し、参加することができる環境づくりを行う。

#### 5 支援体制の充実

多様な主体に必要な活動支援を行い、文化振興に寄与した者を顕彰する。

#### 6 茨城国体・東京五輪大会を契機とした文化

大会イベント等を通じて、茨城の魅力を発信し、文化の振興と地域活性化を図る。さらに、大会終了後の文化活動と地域の継続的な活性化につなげる。

### 施策の展開

- 文化の担い手の育成及び確保
- 次世代を担う子どもたちの育成
- 文化に関する教育の充実

- 芸術の振興
- 伝統文化の継承及び発展
- 生活文化等の振興
- 文化を活用した地域づくり
- 文化交流の推進

- 文化的資産の活用
- 文化財の保存等
- 公共の建物等の建築に当たっての配慮

- 県民の文化活動の充実
- 高齢者、障害者等の文化活動の充実
- 青少年の文化活動の充実

- 文化情報の収集及び提供
- 推進体制の整備
- 文化施設の機能の充実
- 地域における文化活動の支援
- 財政上の措置 ○顕彰

- 来県者への文化芸術のおもてなし
- 観光等様々な分野との連携による文化資源の活用
- 文化プログラム及びイベント等の実施により得られた資源の活用

## 推進体制・進行管理

- ◎文化審議会の開催
- ◎財源の確保：基金の活用等

- ◎関係機関との連携：各主体に期待される役割を明記する。
- ◎計画の進捗状況の評価等：基本目標等々を評価し、進行管理を行う。

